草学保第４１号
草教学１２２３―１号
令和７年３月２８日

一般社団法人草加八潮医師会
会長　内　藤　毅　嗣　様

草加市学校保健会
会　　長　須　鴨　俊　正
草加市教育委員会
教育長　山　本　好一郎

学校管理下における怪我、疾病による児童・生徒の医療機関受診について（依頼）

春陽の候、貴会におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃、学校保健の推進につきまして、格別の御配意をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、草加市立小中学校では、学校管理下において児童生徒に怪我や疾病が発生した場合、緊急対応として学校職員の同伴のもと、児童生徒が医療機関を受診することがございます。

その際、通常の受診であれば、こども医療費やスポーツ振興センターの災害共済を利用するところ、緊急対応の際は保険証がないことから、やむを得ず学校職員が立替払いなどをしている現状がございます。しかし、保護者との金銭のやり取りが生じる立替払いは、トラブル防止のため避けたいものと考えております。

このような場合、保護者が当日中に保険証や医療証を持参することが困難な場合がございますが、その場合は後日、保護者が保険証や医療証などを各医療機関に持参いたします。貴会におかれましては、児童生徒の健康保持、安全確保の観点から、緊急時の受診等に関しまして、何卒寛大なご配慮を賜りたく、この旨、会員各位への周知をお願い申し上げます。

なお、学校管理下で児童生徒に怪我や疾病が発生し災害共済給制度の対象となる場合におきましては、別紙「「災害共済給付制度」利用の流れについて」をご参照ください。

事務局　草加市教育委員会　学務課
電　話　９２２－２６８５
ＦＡＸ　９２８－１１７８
メール　gakumu@city.soka.saitama.jp

草学保第４１号
草教学１２２３―２号
令和７年３月２８日

一般社団法人草加八潮医師会
会員各位

草加市学校保健会
会　長　須鴨　俊正
草加市教育委員会
教育長　山本　好一郎

学校管理下における怪我、疾病による児童・生徒の医療機関受診について（依頼）

日頃、学校保健の推進につきまして、格別の御配意をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、草加市立小中学校では、学校管理下において児童生徒に怪我や疾病が発生した場合、緊急対応として学校職員の同伴のもと、児童生徒が医療機関を受診することがございます。

その際、通常の受診であれば、こども医療費やスポーツ振興センターの災害共済を利用するところ、緊急対応の際は保険証がないことから、やむを得ず学校職員が立替払いなどをしている現状がございます。しかし、保護者との金銭のやり取りが生じる立替払いは、トラブル防止のため避けたいものと考えております。

このような場合、保護者が当日中に保険証や医療証を持参することが困難な場合がございますが、その場合は後日、保護者が保険証や医療証などを各医療機関に持参いたします。

児童生徒の健康保持、安全確保の観点から、緊急時の受診等に関しまして、何卒寛大なご配慮を賜りたく、どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、学校管理下で児童生徒に怪我や疾病が発生し災害共済給制度の対象となる場合におきましては、別紙「「災害共済給付制度」利用の流れについて」をご参照ください。

事務局　草加市教育委員会　学務課
電　話　９２２－２６８５
ＦＡＸ　９２８－１１７８
メール　gakumu@city.soka.saitama.jp

医療機関用

「災害共済給付制度」利用の流れについて

草加市教育委員会では、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく「災害共済給付制度」に加入し、学校の管理下で発生した児童生徒の怪我等について、保護者に治療にかかった医療費（災害共済給付金）の給付を行っています。

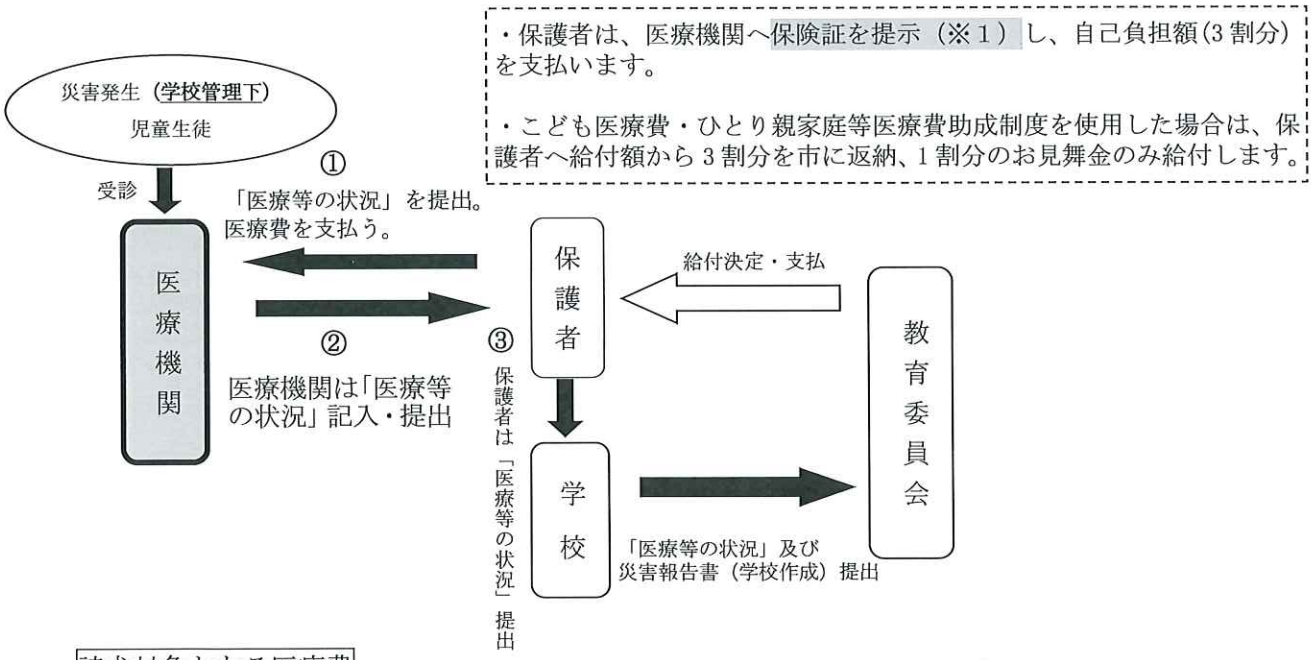
医療費請求に必要な書類

医療等の状況（月毎、医療機関毎に１枚ずつ医療機関に記入していただくものとなります。）学校から保護者に渡しています。

手続きの流れ

手続き①～③を行うことで、保護者が自己負担した医療費（総医療費の３割分）にお見舞金（総医療費の１割分）が付加されて給付されます。

（例）ある月の総医療費が１万円、保護者自己負担額３千円の場合。



請求対象となる医療費

学校管理下（登下校中含む）で発生した児童生徒の怪我等で、初診から治癒までに要した総医療点数が500点（総医療費5,000円）以上のもの。
（病院や薬局で支払った自己負担額が合計で1,500円以上のもの。）

（※１）

こちらの例は、保険証が提示された場合の手続きの流れとなります。学校管理下において怪我や疾病が発生し、緊急対応として学校職員が児童生徒と同伴し受診した場合は、保険証の提示が後日となることがあります。保険証の提示が遅れる場合には、草加市教育委員会が学校と連携し、保護者に督促するなどの対応をいたします。